

1 5 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する財政措置等

国の責任の下、生活保護制度及び生活困窮者自立支援がより実効性のあるものとなるよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化、及びケースワーカーの人件費を含めた地方負担への財政支援
- (2) 生活保護の適正化のための、適正な医療行為に向けた審査の仕組みの構築、医療扶助の一部自己負担の導入、不正受給や貧困ビジネスへの対策強化
- (3) 生活困窮者自立支援制度の実施に必要な財政措置の確保

①本市の生活保護の運営状況



21年度以降、保護率は急増したが、就労自立支援等の取組により、25年度以降、微減傾向に！

※ 全国平均は微増傾向

②生活保護の適正化 ～市民から信頼される「不正を許さない制度へ」～

現状

医療扶助費の割合
45.8%(27年度決算)

適正化を図るために

要望

- 過剰な医療行為を審査する仕組み・基準の設置
- 医療扶助の一部自己負担の導入

要望

不正受給や貧困ビジネスへの対策強化が必要

- 実施機関の調査権限強化
回答義務の対象を官公署のみならず**金融機関や就労先にまで拡大を！**
- 保護費と返還金の調整
本人からの申出がなくても保護費と返還金との調整を可能に！

不正受給等
就労等
収入未申告
虚偽の
居住実態
その他
敷金・家賃
上限設定

住居・サービス提供
借金等による囲い込み

貧困ビジネス

要望

法による規制が必要

- 無料低額宿泊事業を開始する場合の許可制の採用
- 不適切事業者への罰則等の適用

③就労自立の促進

生活保護世帯が大幅に増加する中、生活保護の大きな目的の一つである自立助長に向けた生活保護受給者に対する自立支援の強化充実が必要不可欠！

就労支援の取組(ハローワークとの連携)が重要！

【本市での取組】

福祉事務所ケースワーカーと福祉・就労支援コーナーのナビゲーターが連携し、生活保護受給者等に対し、就労支援等を実施

計13箇所 (29年4月現在)

平成28年度
実績

相談件数: 11,163件
就職者数: 1,015名

【その他の取組】

○キャリアカウンセラー等による就労支援
平成28年度 就職者数: 657名

生活困窮者自立支援法の施行
(平成27年4月)

生活保護に至る前段階での自立支援策の強化が可能に！

一方で課題も

要望

法律に基づく必須事業、任意事業ともに全額国庫負担(補助)とならず、**新たな自治体負担が発生**

⇒費用負担割合の見直しを！